

障がいをもつ子どもたちのために 個別避難計画を作しましょう！



個別避難計画ってなあに？

もし、災害が起こった時に、どこに避難すればいいの？
何をもっていけばよいの？ 誰にお願いすればいいの？ ...

いざというときにその場で全てを判断するのは難しいことです。

そこであらかじめ、避難先や移動方法、持っていくものなどを
みんなで相談して決めておき、手順書として作っておきましょう
というのが個別避難計画です。

※ 東日本大震災の教訓として、平成25年の災害対策基本法の改正により、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者について「避難行動要支援者名簿」を作成することが市町村の義務とされました。

さらに令和3年の災害対策基本法の改正では、避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/yoshiensha.html>

以上から、在宅で医療的ケアを受けていたり、様々な理由で災害時に避難行動に不安のある子どもたちはあらかじめ個別避難計画を作成しておくことがオススメです。



計画書作成の対象者であるかどうかは、お住いの地域の市町村役場に、お問い合わせいただくか、ホームページから情報が得られる場合もあります。

作成に当たっては保護者、市町村の担当者、往診の先生や訪問看護師、学校の先生など関係者の協力が不可欠（避難支援等関係者）ですので、あらかじめ相談しておくといいかもかもしれません。

日本小児神経学会では子どもたちの個別避難計画作成を応援しています。

こちらも参照

特別支援学校を「子どものための指定福祉避難所」へ

<https://www.childneuro.jp/general/7256/>

